

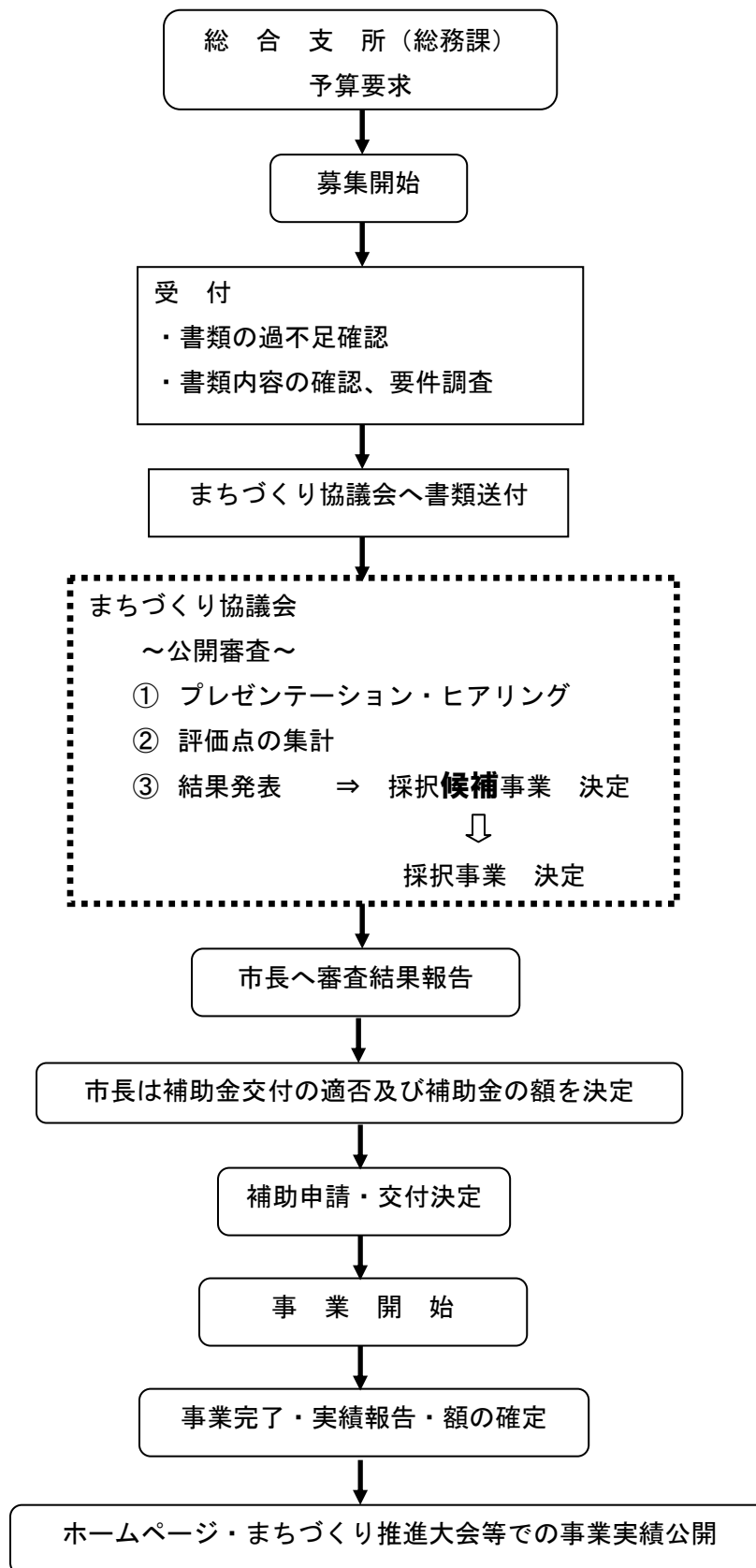
平成25年度

まちづくりパワー支援補助金

「概要と審査方法」

端野まちづくり協議会

まちづくりパワー支援事業の流れ



まちづくりパワー支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北見市補助金等交付規則（平成18年3月5日規則第67号、以下「規則」という。）及び北見市補助金等交付規則取扱要領に定めるもののほか、まちづくりパワー支援補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、地域の活性化に向けて、地域住民が自ら考え、自ら実践する北見市にふさわしいまちづくり活動を支援することにより、個性豊かで活力ある、住みよい地域社会を構築することを目的とする。

(交付対象者)

第3条 この補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、原則として5人以上で組織され、事業の企画立案から実績報告まで責任を持って履行できると認められる団体とし、代表者及び団体事務所の住所が北見市内にある団体とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 法人格を有する団体
- (2) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする団体
- (3) 町内会・自治会又はその連合体

(補助事業)

第4条 この補助金の交付対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、交付対象者が自治区の振興を目的として行う自主的で誰もが参加できる公益的な活動とし、次に掲げる区分による。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業
- (2) 地域の伝統、文化、郷土芸能又はスポーツの振興を図る事業
- (3) 安全・安心な地域づくりを推進するための事業
- (4) 地域の生活環境の改善、景観保全、自然環境保全を図る事業
- (5) 子どもの健全育成を図る事業
- (6) 地域の特性を生かした産業振興のための事業
- (7) その他個性豊かな住みよい地域社会を構築するための事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業については、補助事業としない。

- (1) 北見市の他の助成制度に基づき補助を受けるもの
- (2) 北見市外で行う事業
- (3) 補助金の交付決定に係る会計年度前に着手した事業
- (4) 政治的・宗教的・営利的な活動を行う事業
- (5) その他市長が適当でないと認めたもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の目的を達成するために直接必要な経費とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げるものは補助対象経費としない。

- (1) 交付対象者の事務所等を維持するための経費
- (2) 交付対象者の経常的な活動に要する経費
- (3) 交付対象者構成員に対する人件費又は報償費
- (4) 飲食費
- (5) 商品券等金券又は記念品の購入経費
- (6) 土地の取得、造成又は補償に関する経費
- (7) 備品購入費（ただし、消費税を含む単価が3万円以下で、市長が事業の立ち上げに必要と認めたものを除く。）
- (8) その他市長が適当でないと認めたもの

3 前項第7号の規定により交付対象者が取得した備品は、規則に基づき第7条に定める補助期間中に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、1事業につき、補助対象経費の10分の9以内で5万円以上100万円未満とし、かつ予算の範囲内とする。

2 補助金の額の決定に際し千円未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。

(補助期間)

第7条 補助金を交付する期間は、自治区ごとに別に定める。ただし、同一の団体が行う同一の事業で、前年度までにまちづくりパワー支援事業補助金（北見市が平成19年度から平成23年度までの間に実施したもの）の交付を受けたものは、補助期間を通算する。

(事務を行う場所)

第8条 補助金に関する事務は、北見自治区においては地域振興室地域振興課、端野自治区においては端野総合支所総務課、常呂自治区においては常呂総合支所総務課、留辺蘂自治区においては留辺蘂総合支所総務課でそれぞれ行う。

(企画書の募集)

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「応募者」という。）は、別に定める応募要領に基づき、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業企画書（様式第1号）

- (2) 年間活動計画書（様式第2号）
- (3) 事業予算書（様式第3号）
- (4) 会員名簿（様式第4号）
- (5) 書類公開同意書（様式第5号）
- (6) 規約又は会則（制定している場合）
- (7) その他必要に応じて指示する書類

（募集期間）

第10条 募集期間は、自治区ごとにその都度定める。

（審査）

第11条 補助金の交付の適否等についての審査は、まちづくり協議会が行うものとする。

- 2 市長は、まちづくり協議会の審査結果を踏まえ、補助金の交付の適否及び補助金の額について決定する。
- 3 審査の方法及び審査基準は、自治区ごとに別に定める。

（審査結果の公表）

第12条 審査結果は、まちづくり協議会が応募者に通知するとともに、市長が市民に公表する。

（提出書類の公開）

第13条 提出のあった書類一式は、会員名簿等個人情報の保護に係る部分を除き公開とする。

（補助事業の補助金交付決定前着手）

第14条 応募者は、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手したときは、早期事業着手に係る理由書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の理由書の提出があった場合には、その事業の目的、内容、効果、収支及び実施時期等を勘案し、交付決定前の事業着手であっても補助金の目的に合致することや交付決定前の事業着手がやむを得なかった事情等を十分に審査した上で、交付決定を行うものとする。

（補助事業の表示）

第15条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の支援事業である旨をチラシ・ポスター・看板等に表示しなければならない。

(計画変更)

第 16 条 市長は、規則に基づき補助事業者から補助金等交付変更申請書に事業変更予算書(様式第 6 号)を添えて受理したときは、変更内容を審査し、補助金の交付決定を変更することができる。ただし、事業内容を大きく変更する場合は、まちづくり協議会の意見を聴かなければならない。

(事業実績の報告)

第 17 条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業を完了又は中止したときは、その日から起算して 30 日を経過する日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、補助金等交付実績報告書に事業決算書(様式第 7 号)を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、市長が指定する場において、事業報告を行わなければならない。

(事業実績の公表)

第 18 条 市長は、補助事業者の事業結果及び実績を市民に公表する。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

端野まちづくりパワー支援補助金取扱要領

北見市が端野自治区においてまちづくりパワー支援補助金を交付する場合の事務取扱について、「まちづくりパワー支援補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）の定めによるもののほか、この「端野まちづくりパワー支援補助金取扱要領」（以下、「要領」という。）の定めによるものとする。

1 事務局

補助金の事務を行う事務局を端野総合支所総務課に置く。

2 応募者

応募者は、代表者の住所及び事務所が端野自治区内にあること。

3 補助事業を行う場所

補助事業を行う主たる場所は、端野自治区内とする。

4 補助金額の上限

補助金の額は、補助期間1年目から3年目までの事業においては、補助対象経費の10分の9、4年目においては10分の7、5年目においては10分の5の額を、それぞれ上限とする。

5 補助期間

補助金を交付する期間は、同一団体が行う同一事業につき5年以内とする。

6 応募書類の確認

事務局は、応募者から提出された応募書類について、要綱第9条に規定する書類及び応募に係る次の各要件の確認を行う。

- (1) 補助事業者として認められるか
- (2) 補助対象事業として認められるか
- (3) 補助対象経費として認められるか

7 審査方法

- (1) 応募された事業の審査は端野まちづくり協議会が行い、審査員には端野まちづくり協議会委員が就く。
- (2) 審査は公開審査によって行い、応募者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (3) 審査員は、審査評価シート（様式第1号）での採点によって評価を行う。
- (4) 審査員は、自己が構成員である応募団体の審査には参加することができない。

8 審査基準

審査員は、審査評価シートにおける評価項目について審査し、補助金交付の適否を判断する。

9 評価の方法

- (1) 事務局は、審査員が採点した評価点数を集計し、応募事業ごとに平均点数を算出する。なお、平均点数の算出にはトリム平均による方式を用いることとし、評価点のうち最高点及び最低点各1人分の評価点数を除いて平均点数を算出することとする。
- (2) 評価点数及び平均点数の最高点は25点とする。
- (3) 平均点数（小数点第3位を四捨五入）が13点以上の応募事業を平均点数の高いものから順に採択候補事業とし、その他の事業は不採択とする。
- (4) 補助金額の算出方法は、要望額（千円未満を切り捨て）とする。
- (5) 採択候補事業の補助金額の合計が市の既定予算額を超える場合は、評価の平均点数が高い方から順に予算の範囲内で実施可能である事業を採択し、その他の事業は不採択とする。

附則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

端野まちづくりパワー支援補助金応募要領

1 補助対象事業

市民団体が端野自治区の振興を目的に主に自治区内で行う自主的な事業を応援します。

事業の規模や分野、テーマは自由ですが、政治的・宗教的・営利的なものは除きます。

誰もが参加できる、公益的な事業や活動が対象です。

北見市の他の助成制度により補助を受ける事業は除きます。

- ・安全・安心な地域づくりを推進する事業
- ・地域の生活環境の改善、自然環境保全を図る事業
- ・地域の伝統、文化、スポーツの振興を図る事業
- ・子どもの健全育成を図る事業
- ・地域の特性を生かした産業振興のための事業
- ・その他個性豊かな住みよい地域社会を構築するための事業 など

2 応募対象団体

代表者の住所と事務所が端野自治区内にあり、5人以上で構成されている法人格を持たない団体が対象です。

ただし、政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としていない団体で、町内会・自治会またはその連合体以外の団体とします。

3 補助対象経費

補助対象となる経費は、事業を実施するために直接必要となる経費です。

ただし、団体の維持・運営、団体構成員の人件費・報償費、飲食、金券または記念品の購入、不動産の取得・造成、備品の購入に要する経費（消費税を含む単価が3万円以下で市長が事業の立ち上げに必要と認めたものを除く）は対象となりません。

4 補助金の額と補助率

交付する補助金の額は、補助期間1年目から3年目までは、補助対象となる経費の10分9以内、4年目は10分の7以内、5年目は10分の5以内とし、5万円以上100万円未満の範囲とします。

なお、審査の結果により補助金額が減額となる場合があります。

5 補助期間

補助金を交付する期間は、同一団体が行う同一事業につき5年以内とします。

（なお、平成19年度から平成23年度までの間にまちづくりパワー支援事業補助金の交付を受けた事業は、その期間も通算し5年以内とします。）

6 応募先

下記の書類を端野総合支所総務課に提出してください。

- ①事業企画書（要綱様式第1号）
- ②年間活動計画書（要綱様式第2号）
- ③事業予算書（要綱様式第3号）
- ④会員名簿（要綱様式第4号）
- ⑤書類公開同意書（要綱様式第5号）
- ⑥規約、会則（制定されている場合）
- ⑦その他必要に応じて指示する書類

7 応募期間

平成25年6月3日（月）から6月28日（金）までです（土日、祝祭日を除く午前8時45分から午後5時30分の間）。

8 審査

端野まちづくり協議会が審査を行います。書類審査・公開ヒアリング審査を行い、予算（端野自治区：23万円）の範囲内で採択事業を決定します。

公開ヒアリング審査では、事業のプレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションとは、審査員や一般傍聴者の前で事業の説明・PRを行うことです。なお、審査のポイントは概ね次の観点です。

社会的公益性、地域的必要性、地域貢献度、実現性、地域への波及度

9 審査結果の公表

審査結果は、審査終了後直ちに公表します。

10 補助事業の表示

チラシ・ポスター・看板等に『端野まちづくりパワー支援事業』である旨を表示していただきます。

11 補助金の額の確定

事業が終了しましたら、事業決算書（要綱様式第7号）を作成のうえ、所定の精算手続きを行っていただきます。

12 実績報告

まちづくり推進大会で事業報告をしていただきます。事業の概要・実績等は、北見市の広報・ホームページ等で公開されます。

13 問い合わせ先

ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

〒099-2192 北見市端野町二区471番地1

北見市端野総合支所 総務課 地域振興担当

TEL (0157) 56-2113 FAX (0157) 56-3800

E-mail : ta.somu@city.kitami.lg.jp

評価項目	補助事業評価指標	各事業の評価点数				
		【天のしずく】 上映・食育事業				
① 社会的 公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人や団体の利益活動（親睦活動）でないか ・特定の個人や団体の活動にとどまらず、多くの住民が参画、交流できるか ・趣味、娯楽が主目的の活動でないか 					
② 地域的 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・北見市総合計画で掲げる自治区別整備方針に合致している事業か ・地域にとって有益な事業か ・地域住民が関心を持てる事業か 					
③ 地域 貢献度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源（歴史・文化・自然・環境など）が生かされているか ・地域の課題をとらえ解決する活動であるか ・地域の活性化につながると考えられるか 					
④ 実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・計画内容、実施体制、収支計画が十分に検討されているか ・事業の目的や内容がわかりやすく、はっきりしているか ・関係機関・団体等と必要な協議がなされているか 					
⑤ 地域への 波及度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が自ら考え、自ら実践する事業か ・地域住民への事業周知がされるか ・記憶に残り、今後の事業に対し波及効果が期待できる事業か 					
合 計						

評価点数基準（絶対評価）

5	大変良い	指標を十分満たし、補助事業として他の活動団体の目標となる。
4	良い	指標を満たし、補助事業として他の活動団体のモデルとなる。
3	普通	指標を概ね満たし、補助事業として問題ない。
2	多少問題あり	指標を満たすことが困難であるが指導や研修などにより問題を解決できる。
1	良くない	指標を満たすことが困難で、補助事業として認めることが適当でない。

見本